

『GO!GO!みらっこ旅』定期積金

ご利用いただける方	個人および個人事業主で「旅」をの計画をしている方 ※法人での取扱不可
対象商品	定期積金
期間	6か月以上5年以内
取扱期間	令和7年12月1日（月）～
預入(1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・原則として、毎月所定の日に掛金を払い込みいただきます。 ・毎月10,000円以上 ・100円単位
払戻方法	満期日以後に払い戻しいたします。
利息（給付補てん金） (1)適用金利 (2)支払方法 (3)計算方法	・年0.30% ・満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円、ご契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算を行います。
税金	・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	毎月の払い込みは、以下のお取り扱いができます。 普通預金からの自動振替
中途解約時のお取り扱い	払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって利息を計算し、既に払い込まれた掛金残高相当額および利息をお支払いいたします。
金利情報の入手方法	窓口、当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部（9時～17時、電話:0120-310-708）にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話:096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話:099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考とな	・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

る事項	・金利情勢の変動等により、この商品は予告なく内容の変更または取扱いを中止させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
-----	---